

○木材等試験手数料条例

平成21年3月24日
宮城県条例第33号

木材等試験手数料条例をここに公布する。

木材等試験手数料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により県が徴収する林業技術総合センターにおける木材並びに合板及び集成材の試験(以下「木材等試験」という。)に係る手数料については、別に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(手数料の徴収)

第2条 知事は、木材等試験を受けようとする者から、申請の際に、別表に定める額の手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料は、知事が別に定める方法により納めなければならない。

(令7条例36・一部改正)

(手数料の返還)

第3条 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、県の責めにより木材等試験ができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(手数料の免除)

第4条 知事は、特別の理由があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平26条例14・令元条例32・令5条例26・一部改正)

種別			金額
木材の材質試験	試験材	平均年輪幅	1件につき 1,500円
		含水率(全乾重量法による試験)	1件につき 1,700円
		含水率(水分計による試験)	1件につき 1,100円
		密度	1件につき 1,400円
		収縮率	1件につき 1,700円
		吸水量	1件につき 2,000円
木材の強度試験	試験材	圧縮	1件につき 2,500円
		曲げ	1件につき 2,500円
		せん断	1件につき 2,500円
	実大材	曲げ	1件につき 4,600円
合板及び集成材の接着性能試験	試験材	浸せきはく離	1件につき 3,700円
		せん断	1件につき 4,600円

附 則(平成26年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可若しくは承認を受け、又は協議が成立した使用、行為、利用又は占用に係る使用料、占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可若しくは承認を受け、又は協議が成立した使用、管理、行為、利用又は占用に係る使用料、占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

附 則(令和5年条例第26号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第36号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。